

今日も、自分らしく **地域** で暮らそう。 第7号



福祉用具 住宅改修 “あるある” 紹介

「先」を見越しての支援について

皆さんも支援に関わるなかで、介護保険制度に該当しない方の障害者支援にお困りになったことはないでしょうか。介護保険が利用できれば低額でレンタルが可能な福祉用具が、介護保険に該当しない場合は高額な自費でのレンタルや購入となってしまいます。福祉用具導入より早い段階で本人・家族と確認しておくといことは何か。リフト導入を検討したけれど難しかった障害者の事例から考えていきます。

★ 事例 (Eさん 50歳 男性 脊髄損傷)

30歳の頃、事故で頸髄を損傷。頸から下に麻痺が残りました。リハビリ後、車いすを自分で操作できるレベルまで回復し在宅生活となりましたが移乗は全介助。家族が長年抱きかかえて実施していました。しかし、年月の経過とともに、本人の体重は増加し、関節の拘縮や筋肉の萎縮も進んでいます。家族も高齢となり介護力も弱くなってきました。

担当者会議の場でこの内容が課題として話され、リフトの導入を検討することになりました。しかし、Eさんは介護保険非該当なので、介護保険でのレンタルができませんでした。

介護保険導入まで10年以上あることを考慮し[※]、他の制度等を利用し、リフトを導入しようとしたのですが難しく、経済的な理由で断念せざるを得ませんでした。

★リフト導入理由 (●は今回の理由)

本人の問題	体重(体格)の変化	●
	関節拘縮の変化	●
	移乗能力の低下	●
	人介護での過敏・痛み	
介護者の問題	介護者の高齢化	●
	マンパワーの減少	●
支援者の問題	介助方法の統一化	
	支援の効率化	
福祉用具の問題	福祉用具との不具合	
環境の問題	間取りや移動手段	
その他	一人暮らしのため	

※65歳まで自費レンタルにすると
(19,000円×180か月)=**3,420,000円**

※日常生活用具給付制度を受けても
500,500円(A社リフト価格)-196,000円(日生具)
=**304,500円が自己負担**

★ この事例から何を考えるか ※今後の支援の考え方として参考にいただければと思います。

◎進行性の疾患や介護者(家族)の高齢化等によって介護量の増加が予測できる場合は、本人・家族と早い段階から福祉用具の導入について考える機会を作っていくことが必要です。家族は「自分たちで介護できるから大丈夫」と言うかもしれませんが、いつまでも同じように介護を続けることは難しく、また本人も家族以外の介助を受け入れ、新しい方法に適應するための時間(練習)が必要です。

◎この事例では自己負担額を用意することが難しかったのですが、いずれリフトが必要になると予測される場合は、購入に向けて早めに準備を進めていくことが必要であることを本人・家族に伝えていくと良いでしょう。

◎特にリフトやベッド等の大きな福祉用具は、これからの本人の生活スタイル(自宅、アパートでの一人暮らし、施設入所等)によって、その必要性の有無や機器の選択も変わってきます。「高額で購入したけれど、結局あまり使わなかった」ということを避けるためにも、日頃から本人・家族とこのような将来の生活に対する意向を確認しておくことが大事です。




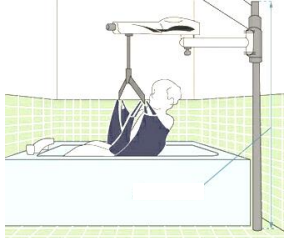
チェックポイント

「リフト機種選択」のポイント

リフトは介助負担の軽減や生活活動範囲を拡げてくれる素晴らしい福祉機器ですが、用途や使用場所、住宅環境等により選定する機種が異なります。介護保険のレンタルでの導入であれば、必要に応じて機種変更することが可能ですが、日常生活用具等給付で購入した場合は、後からの機種変更は容易ではありません。

リフト導入を考える際は、使用目的や住宅環境、今後の生活スタイルの変化の可能性等を十分に検討した上で機種を選択しましょう。また日常生活用具等給付については、市町村により各種該当基準が異なることもありますので、事前に市町村担当課までご相談ください。

★リフトの種類と用途

	①床走行式リフト	②ベッド固定式リフト	③天井走行式リフト	④浴室用リフト
リフトの種類				
用途・特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・1か所だけではなく複数場面で使用したい時に便利。 ・移動には広いスペースが必要で施設等で使われることが多い。 ・移動する際は原則、2人介護者が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ベッドと車いす、ベッドとポータブルトイレなど限定的な使用に適応。 ・取り外し可能で浴室やトイレで併用可能な物もある。 ・比較的安価で狭い場所での使用が可能。 	<ul style="list-style-type: none"> ・家屋改造が不要。 ・介護者の力が弱い、本人の身体機能が低い場合などに適応。 ・リフトの中では高額な種類。 	<ul style="list-style-type: none"> ・②を浴室に設置したもの。 ・シャワーチェアや車いすから浴槽までの使用に適応。 ・浴室専用の吊り具が必要。

5行でわかる！ お仕事紹介

今回は「相談支援専門員」

PICK UP



「相談支援専門員」は、障害のある人や、その家族の生活に関する全般的な相談支援を行います。

障害を持つ人とその家族が適切なサービスを受けられるよう、その対象者や家族の状況をしっかりと把握し、傾聴を重ねたうえで障害福祉サービスの利用計画を作成し、各サービス事業者へとつないでいきます。

具体的には、障害を持つ方が日常生活を円滑に送ることができるように相談窓口となったり、各支援サービスとの調整を行ったりします。

[発行元] 宮城県仙台保健福祉事務所(塩釜保健所)健康づくり支援班
〒985-0003 宮城県塩竈市北浜 4 丁目 8-15
TEL/FAX : 022-363-5503 / 022-362-6161

管内の地域リハビリテーション資源情報は「仙台 リハレコ」で検索！

仙台 リハレコ

検索

